

## 水道事業会計(参考記載)



# 平成31年度ひたちなか市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度ひたちなか市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 給 水 件 数       | 68,400 件                    |
| (2) 年 間 総 給 水 量   | 17,958,000 m <sup>3</sup>   |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 49,200 m <sup>3</sup>       |
| (4) 主要な建設改良事業     | ひたちなか市水道事業 事業費 5,912,909 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	4,110,104 千円
第1項 営 業 収 益	3,601,506 千円
第2項 営 業 外 収 益	508,597 千円
第3項 特 別 利 益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費	2,938,909 千円
第1項 営 業 費 用	2,663,420 千円
第2項 営 業 外 費 用	239,738 千円
第3項 特 別 損 失	5,751 千円
第89項 予 備 費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,197,876千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額430,887千円、過年度分損益勘定留保資金272,459千円、当年度分損益勘定留保資金494,530千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	5,545,330 千円
第1項 企 業 債	5,285,200 千円
第3項 他 会 計 負 担 金	20,457 千円
第4項 工 事 分 担 金	205,128 千円
第6項 固 定 資 産 売 却 代 金	984 千円
第8項 国 庫 支 出 金	33,561 千円

支 出

第1款 資本的支出	6,743,206 千円
第1項 建 設 改 良 費	5,920,104 千円
第4項 企 業 債 償 還 金	788,533 千円
第8項 国 庫 補 助 金 返 還 金	4,569 千円
第98項 予 備 費	30,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	1			平成31年度	269,171千円
資本的支出	建設改良費	導水管更新事業	543,291千円	平成32年度	274,120千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
浄水場等運転業務委託	平成31年度から平成32年度まで	87,450千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ひたちなか市 上水道事業	5,285,200千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業費

- 第1項 営業費用
- 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 389,757千円
- (2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第11条 児童手当に要する経費として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,458千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、58,193千円と定める。

